

## 熊野新宮神宝図について

### 要旨

国宝指定の熊野速玉大社古神宝類は八十五種ある。熊野十二社権現と阿須賀神社にほぼ均等に調進された宝物の実数は、千点を超える膨大なものである。

「熊野新宮神宝図」（個人蔵）は、「御平胡籬」、「御鏡」、「杏葉」、「御鞭」、「御鎌」、「太鼓ノ如キ物」、「御劔」の計七点の彩色図と、各々に添えられた墨書による注記、また「御平胡籬」の白描画、「御鞭」と「御鏡」の白描画とそれに細部の寸法を書き示したものの、図はないものの「御鞆」の説明があり、末尾の奥書で構成されている。

本図により、現存する古神宝の過去における修理歴や、十八世紀にすでに神宝間に若干の混雑が伺われることがわかった。

神宝図で現存するのは神宮神宝関係と、ここで紹介する熊野速玉社関係の写本がわずかに残る程度で、本図は貴重な作例の一つであるといえる。

キーワード：神宝、古神宝、神宝図、熊野速玉大社

### はじめに

神宝とは広義には「神社の宝物の総称、神社に保管され一切の伝統工芸品」であり、狭義には「御祭神に由緒の深い御内陣の奉安物や神殿の造替遷座の際に新調した調度装束の類」である。

『延喜式』には、神宮（伊勢）の神宝は「廿一種神宝」と「大神宮装束」とに区別して規定され、現在も神宮ではこの制を基本的に残している。神宝は造替等の社殿新造時にあわせて調進、殿内に奉獻されるもので、その際、旧神殿に納置されていた神宝類は殿外に撤下され、それらを「古神宝」と呼ぶ。ただし、撤下神宝は、原則として地中に埋蔵あるいは焼却されて、人目に触れることを避けるため、古神宝の現存遺品は多くない。神宮、春日大社、熱田神宮、鶴岡八幡宮伝存の遺例が主たるものである。

神々の御料として調進される神宝は、良材を選び、最高の技術を尽くしてつくられる。すなわち当代の技術・意匠の粋が知られることで、

\* 高津綾乃

工芸史研究の上でも重要な作品群として位置づけられる。

さて、神宝を描いた絵図は、調進時における工人たちの「手控え」的なものや、また造替や修理時に作成したものなど、多くが存在したはずであるが、現存するのは神宮神宝関係と、ここで紹介する熊野速玉社関係の写本がわずかに残る程度である。

### 一、熊野速玉大社の古神宝について

熊野速玉大社は、紀伊半島の南東部、熊野川の河口近くに鎮座し、熊野本宮大社、熊野那智大社とともに、熊野三山を形成している。熊野速玉大社は速玉大神を、熊野本宮大社は家津御子大神を、熊野那智大社は夫須美大神を主祭神とする。各社ともこれら三神と、さらに五所王子四所明神の九神をあわせ、十二神（那智は飛瀧権現をあわせた十三神）をともに祀る。

それぞれの社殿に奉獻する神宝調進が、いつごろから行われていたか明確なことはわからないが、速玉社の主祭神である熊野速玉大神像（現存）の制作時期を九世紀後半とみなすと、それと同時期か、あるいは延喜七年（九〇七）の宇多天皇熊野行幸などの際に調進が行われていた可能性が考えられる。遷宮に伴う神宝調進が確実に行われたことを示すのは、『百練抄』応徳二年（一〇八五）三月四日条で、

熊野新宮遷宮日時定也。今日神宝御覽也。勅使權中納言清盛卿參内。給震筆宣命。又有御拜被准太神宮例。公家御沙汰之時。爲公

家被勘之。仙洞御沙汰之時。於仙洞被勘<sup>1</sup>之。

と記されている。また、『明月記』『猪隈閼白記』などに正治二年（一二〇〇）の後鳥羽上皇の熊野御幸に際して、八条院調進の四合を含む十二合の手箱が献じられたことを記す。神宝の内容や奉獻の規模まで知ることはできないが、天皇家や貴族と密接な関係を保ち、確固たる経済基盤によつて造替遷座、神宝調進が実施されていたと推定される。

また、十二世紀頃に萌芽した伊勢熊野同体説の広がりによつて、天皇家による伊勢神宮の神宝調進の制が、熊野速玉大社に影響を与えた可能性も考えられる。

しかし鎌倉時代末期になると、盛況であった熊野詣は次第に衰微し、また社殿の遷宮、神宝調進の中核であった天皇家の財政が逼迫して、神宝調進のみならず社殿の造営も行き詰まるようになる。建武元年（一三三四）ごろの『熊野山新宮神官等申状案』によると、三三年に一度とする遷宮は、徳治二年（一三〇七）の社殿炎上に伴う仮殿の造営以降、滞っている状況であった。『熊野山新宮惣神官等重訴状案』によると、至徳元年（一三八四）には社壇の造営に留まっていたため、神官らが三所神殿（結宮・速玉宮・証誠殿）の神宝は禁裏（天皇）・仙洞（上皇）・室町殿（足利義満）が調進し、そのほかの阿須賀宮を含めた十社の神宝は諸国の守護に調進させるべく訴えており、依然として熊野をとりまく状況は苦しいものであった。

このような状況を経て、明徳元年にようやく遷宮に伴う神宝の調進が行われた。神宝調進に際し作成された『熊野山新宮神宝目録』は原

本が失われたものの、江戸時代の写本が残っており、巻末に「明徳元年十一月日」の奥書が見える。現在残る古神宝類の多くはこの目録の記述と一致し、この年に奉納されたものと考えられている。国宝に指定されている熊野速玉大社古神宝類は八十五種<sup>2)</sup>を数える。しかし、手箱のように内容品が豊富なものや外箱を付属するものなどがあるために、実際は千点を超える膨大なものになるが、目録の記述はそれを上回る神宝奉獻を伝えている。

これらの膨大な神宝調進を支える、十分な経済力はすでに禁裏・仙洞にはなく、諸守護の支援を促してはいるものの、これも捗々しい状況ではなかった。このような状況下で神宝制作を強力に推し進められたのは、当時絶大な権力を誇っていた室町幕府、つまり征夷大将軍足利義満の力があつたからである。現存する神宝は、たとえば手箱などに、地蒔や加飾に各々の社格の差を反映させつつも全体としての秩序と統一が図られた神々の御料にふさわしい意匠と工芸技術によって制作されている<sup>3)</sup>。これもまた、幕府の強力な主導があつたからに他ならない。

## 二、熊野新宮神宝図について

本稿で紹介する「熊野新宮神宝図」（個人蔵）は、縦二七・三 cm、全長四五・四 cm の無軸の卷子である。印籠蓋造りの外箱がつき、蓋表には『熊野新宮神宝図』と墨書されている。

奥書に、

右幸依得拜見之便宜爲後勘所録如件

享保十九年十月日 宇治田忠郷

熊野新宮之神宝者往昔行幸御幸之時被寄附之御調

度歟當時在御内陣神宝如神躰云將軍家爲御沙汰

紀伊中納言殿悉作図比獻之宇治田忠郷平右衛門紀列家士也

奉行野此圖授于忠郷語云每度此寄附之時有寄附狀

是亦干今有之云云又紛失之品少々雖有之古物悉存在此外

如此類繪圖及數卷云云追々可借用之旨令約束了上古

調度眼前存在以之圖之爲之證據者也殊御笏笏御艸鞋

筥鳥頭太刀等其躰諸記未所見処忽得此圖盲龜浮木

也堅秘而不可及外見之者也

元文三年六月廿一日 御厨子所領預采女正紀直

右熊野新宮神宝圖二卷以紀朝臣之本傳寫

壬戌夏五月七日 山脇貞尚

安永九年庚子冬十月朔日 伊勢平藏貞丈寫

安永十年辛丑春三月七日 大久保一郎右衛門忠寄寫

とある。

本図が描かれた経緯を、奥書と国書人名辞典(岩波書店 一九九三年)によって整理すると次のようになる。そもそも享保十九年(一七三四)十月の熊野神社修復にあたって、紀伊中納言(第六代紀伊藩主・徳川宗直)の命により、和歌山藩の家臣で、有職に精しかった宇治田忠卿(一六九一〜一七四四)が作成した絵図(祖本)に遡る。絵図を作成するにあたって忠郷は、本図にしばしば「目録云」と記載されているように、神宝を列挙した「目録」<sup>①</sup>を参照したものと考えられる。

その後、元文三年(一七三八)に、御厨子所預で、有職故実学者でもあった高橋宗直(一七〇三〜一七八五)が宇治田忠郷の提供により、この宝物の模写図を見る機会を得て作成したのが、本図の原本になるものであったと考えられる。

さらに身分は不詳であるが、山脇貞尚という人物が紀朝臣(高橋宗直の本姓)の本を写した。次に、安永九年(一七八〇)、有職故実学者の伊勢貞丈(一七一一〜一七八四)が書写させ、自らが注釈を加えている。それをもとに安永十年(一七八一)、幕臣の大久保一郎忠寄(一七四二〜?)によって写されたのが本図である。なお、忠郷の作成した祖本は、主要な神宝を数多く描いたものであったらしいが、いつの時点かは定かでないものの、それらのうちから武器・武具類を抽出して成ったものが作られたらしい。

本図所載宝物の内容は次のとおりである。(名称は本図に記された

ものとし、括弧内に国宝指定名称を記す)

- ① 御平胡籙(桐文蒔絵平胡籙)
- ② 御鐙(金銅壺鐙)
- ③ 杵葉(金銅杵葉)
- ④ 御鞭(朱塗鞭)
- ⑤ 御鎌(鎌槍)
- ⑥ 太鼓ノ如キ物(金銅装飾錦包懸守カ)
- ⑦ 御劔(金銀装鳥頸太刀)

の計七点の彩色図と、各々に墨書による寸法や作図の意図を添える。また、上記七点に続き

- i 「御平胡籙」の白描画
- ii 「御鞭」と iii 「御鐙」の白描画と、それら細部の寸法
- iv 御劔(図なし)

の説明があり、末尾の奥書が続く。

次に、各神宝の紹介と図版順は本図の掲載順に行う。宝物の詳細説明に関しては、実査と二〇〇五年に和歌山県立博物館で行われた『特別展 熊野速玉大社の名宝―新宮の歴史とともに―』(神宝の関連部分は安永拓世氏執筆)の図録を参考にした。本図所載の宝物の説明をよりわかりやすくするために、現存宝物の形状を記したのち、本図との比較対象、検討を記す。

① 「御平胡籙」は、金銅覆輪の背板両面と方立外面に、梨子地に金蒔絵と螺鈿で桐文を表し、前板には二個の金銅覆輪の格狭間を透かす。

緒を通す孔や矢束を結ぶ部分などには桐の文様をあしらった金銅板製の飾金具がつけられている。

本図では背板両面は飾金具部分の桐文のみを描き、方立は黒く塗って黒漆地であることを示し、螺鈿と高時絵であらわされた桐文を描く。

絵図に添えられた注記には、

私按普通ノ胡籙ニ比フル時ハ其形少大イナリ因テ是ヲ図ス猶亦蝶

鳥金物矢搦ノ緒間塞ノ薄様或ハ矢タハ子ノ板ナド云物ハミス矢ハ弭捻ヲ以テ搦ムトイエト其躰新古ノ儀ヲ不知尋ヘキ事ナリ

とある。ここでいう「普通ノ胡籙」というのがどのようなものにあたるか不詳であるが、神宮古神宝の胡籙の背板高さは三二・四<sup>(5)</sup>cmで、野速玉大杜古神宝は背板高さ三四・八cmであるので、確かに少し大きいと言える。i「御平胡籙」白描画の背板は、高さ三七・〇cmで、現存宝物よりもさらに大きく描かれている。白描画は大きさや細部の裝飾などの説明もなく外枠のみ描かれており、どのような意図で記されているのか不明である。

②「御鐙」は、金銅装唐鞍の付属品として一対が伝来する。

鐙とは、乗馬の際の足掛かりかつ騎乗中の足置きとして使われるもので、つま先に壺のような形状の覆いがあるため、壺鐙と呼ばれる<sup>(6)</sup>。この壺鐙は総体が金銅板製で、舌と呼ばれる足置きの部分が壺よりわずかに長く、壺部の上部をやや尖らせ、先端は丸く打ち出している。壺部の口には覆輪をめぐらし、上部には鉸具がついた長い金銅板がつく。この金銅板に、文様などは施されないが、唐鞍のものと類似しており、

同時期に奉納されたものと考えられる。

壺内部に唐鞍の鞍褥の裂と同じ、桐・三つ巴・菊の紋をあらわした金欄が貼られているが、本図中には、

私按鐙ノ内沓入ノ所赤地錦ヲ以張タリ此錦モ大方無カ如キ也凡唐

鞍ノ鐙装束ノ書等二見ヘシハ今云輪鐙也此神宝ノ鐙モシクハ古ク

書伝ヘシ壺鐙ナト称セル物歟因テ圖

と注記しているように、当初は赤地錦が張られていたが大方失われていくという。したがって、現在欠失なく張られた金欄は十八世紀以降に修理・後補されたことがわかる。現存する古神宝の過去における修理歴が知れるのは重要である。十一枚目の白描図には詳細な大きさが記されており、現存宝物とも寸法は大方一致する。

③「杏葉」は、銅鍍金製で十七個あり、長さは一一・五cm〜一五・二cmで、細部を毛彫りする。

杏葉は馬具の一種で、上古の飾り馬、平安時代の唐鞍、胸繫、鞆につけた装飾具<sup>(8)</sup>であり、本図にも

私按此杏葉ノ内モ赤地織物ヲ以張ル支彼是ヲ取合セ見テコソ錦ナルヘキトハ知ラレス目錄ノ文ノ中ヲ考ウルニ班胸鞆等ニ付ル料ナルヘシ杏葉ノ書圖ハ知事ヲ得ツレドモ今現ニ其形ヲ見ルニヨリテ

圖ス

と記されている。当時は大一九枚、小一〇枚あったとあるが現在は一七枚が残るのみで、大と小がどれほどの大きさの差で区別したのかは不明である。

金具を入れて一七・三cm、葉の部分のみで一四・七cm、ほぼ原寸大の大きさで描かれている。

④「御鞭」は長さ八七・九cmの朱漆塗りの木製鞭である。

鞭は馬を御するときにも用いられたが、軍陣においては指揮にも用いられた。

本図の中では、

目録云御鞭一本地蒔絵金銅上下鍔藤白薄様緋組緒等

とあって、「目録」では鞭に地蒔絵が施されていたと記している。「飜抄」下には、

乗和鞍之時、用蒔絵鞭、用平文鞍之時、猶用蒔絵鞭、無難歟、舞

人用藤巻鞭、馳馬故歟、打任テハ鞭令指舍人腰、而平礼・出衣舍

人令指狩衣頸紙、高官高位之人、強依不持鞭、如此歟、浅位之人

尤自可持、仍無此儀歟

とあり、装飾を施した鞭は公家の使用したものであった。<sup>9)</sup>

さらに本図には、

私按ニ現在之御鞭朱漆也目録ニ違フ歟猶後勘ノ爲是ヲ圖ス

とあり、本図制作当時に残っていたのは朱塗鞭であったことがわかる。

iiの白描画の寸法に総長はなく、金具長のみであるが、形状から見て現存神宝と相違ないと思われる。

⑤「御鎌」は、鎗の穂先に枝をつけた姿が鎌に似ていることから鎌

槍とも言われる。本来槍は突くという動作で使用するものであるが、

この鎌槍は鎌の形が、穂に対して直角に近くなっており、薙刀状であつ

たと考えられる。表には梵字を彫り、鎗筋は細い棒槌を搔く。茎は比較的長く、先は栗尻で、目釘穴は二個、銘は表に「備州長船祐光」とある。造りこみは両鎗に刃がついている。<sup>10)</sup>

本図の中では、

私按長サハ脛巾金ノ上ヨリホコサキマテ一尺一寸廣キ事ハ一寸一

歩シ半ニメ其中ニ通テ背アリ前後ノ面片方ハ小釵ノ形ノ陽文ニ彫

付片方ハ隠起シメ頭シ皆長キ事四寸八分也心長サ一尺二寸二分脛

巾ノ地力子ハ黒ク色付キテ其性ハ見ワキカタシ此鎌ノコトキ名ヲ

神人社僧ノ詞ニハ鎗鎌トソ云ヒナラハセリ國史ニモ書サレタル鎌

鎗ナト称セシ物ハ此類ヒニモヤト是ヲ圖ス

とあり、かなり詳細な寸法がとられている。

この鎌槍は、現在阿須賀神社伝来古神宝として熊野速玉大社古神宝類とは別に国宝指定されており、本図でも「目録之外」「神倉神宝也」とあることから、速玉社の古神宝とは伝来を異にしていたものと思われる。この当時すでに神宝間に若干の混雑が伺われることは、熊野神宝の伝来史を考える上では留意される。

⑥「太鼓ノ如キ物」は、絵図の形状・意匠から現存する金銅装錦包懸守であることが了解される。懸守は神仏の護符などを中に入れて首からさげる主に女性が用いる守り袋で、円筒形木製の容器を錦で包んで作る。大阪・四天王寺のもの（国宝）がよく知られている。

これは、断面が楕円形扁平の木製筒形で、大半が失われているものの紺地と思われる錦が貼られている。錦の上には梅の木と籬をあらわ

した飾金具を装着し、左右の上端には花形座の紐通し用鑽金具を付けてる。

今日知られる熊野速玉大社所蔵の神宝目録類には、「懸守」の記述は認められない。仮に女神に奉納されたとすれば結宮か若宮かのいずれかのはずだが、両社記載の神宝に該当する品はない。本図では、

私按云左二図スル太鼓ノ如キ物ヲ見ルニ紉地ノ織物ヲ以惣躰ヲ

押ツツモ突立障子毎ノ立木等其二金ノ造り物ニテ其メグリ開闔スヘキ所モナク又何事ノタメニ用ヘキ物ニヤトモ考ウル事ヲ得サルユヘ是ヲ図ス

とあり、用途が不明であるから写したとある。ただし十九世紀の『紀伊統風土記』巻八十二「当時神宝目録」の証誠殿の条に「印籠一」とあり、これに相当する可能性がある。

さらに、貞丈の記した注記に、

貞丈按此太鼓ハ飭馬率ク者ナトノ装束ニ付ル付ケ物ノ具ナルヘシ付物ハ風流ニスル事ナレハ何ヲ付ルト定タル法ハナシ春日社唐戸ニ画ケル飭馬率者装束ニ付ケ物シタリ

とある。貞丈のような博学の有職故実家でさえもこれが懸守であることを認知していないのは不審である。

⑦「御劍」は、柄頭に瑞鳥の首を装着させた飾太刀で、拵のみ残存する。柄は銀板を鮫皮に擬し、鞘は薄い銀板を貼った上に海波や麒麟を透かし彫りした銀製鍍金の板を被せ、要所にも様々な意匠の金具を装着している。一個の目釘と片面四個の俵鉾は玉装輪宝文を打ち、柄頭

には容彫の鳳凰首、棟には菊座に火焰宝珠を据える。鐔は輪宝形で、鞘は銀板包の地に海波文透彫金具をかぶせ、押し出しの麒麟文を打ち、足、責、鐙には鱗文透かしの帯金具を巻く。帯取足は紫の染革に四段の責金具をつけ、それぞれに押し出し毛彫りの鳳凰文金具を装着する。飾金具はすべて銀台鍍金製である。

図は鞘の水文や海波の様子、金具の形や瑠璃の色、鳥頸の形、鐔の輪宝等要所を詳細に図示する一方で、鞘に描かれた麒麟の姿や柄の輪宝、帯取足の責金具は図示せず「麒麟」「金輪宝」「鳳凰」と記すのみである。注記には、

私按今神劍目録ハ聊カ違ヒアル歟サレトモ鳥頸其外ノ模様等ヲ知リタメ大槩図之猶其躰ヲ色トリテ是ヲツマヒラカニセント欲スルニ附録シツキタル所ニイフカシキ事ノ多ケレハ其ママ墨カキニ図ス

と記している。

本図に描かれた拵の長さを測ると、総長は九八・三cm、柄長二六・一cm、鞘長七二・二cmで、現存宝物は拵総長一〇五・七cm、柄二五・七cm、鞘七八・五cmであることから、宝物と大きさを照らし合わせて精密に写したというわけではなさそうである。

本図で貞丈は、

貞丈按此鳥頭ハ鳳ト見ユ是ユ是神宝ノ制ニテ他ニ用サル物ナラン歟鷹飭ノ佩ク鳥頭太刀ハ鴛頭也秋長記ニ見タリ混雑スヘカラスと記しているが、『貞丈雜記』の鳥頭太刀の項に、

紀州熊野新宮神宝の中に、鳥頭の太刀図あり。これは柄頭鳳風の首に似たり。鏝はりんぼうなり。これは唯、神宝の体にて、人間の用いる物にあらず。

との記述があり、宝物への所見は一貫している。

御劔の次には、先に記した、i「御平胡籙」の白描画とii「御鞭」、iii「御籙」の白描画が続き、iv「御鞆」の記述となる。

鞆の図はなく、

私按ルコノ神器今闕失セリトイヘトモ目錄ヲ以テ考エルニ是神

宝ノ鞆ニシテ征器ノ鞆ニハ其躰モ等シカラシ猶モ式ニ書サレタル

神宝ノ鞆ニモ此制マタ差異アル歟因テ是ヲ録シツクス

とあり、今日伝存もしていないことから、この時にはもうすでに失われていたことがわかる

ちなみに鞆とは、革製で中をふくらませて縫い合わせ、左の手首の内側に紐で結びつけて、射離した弓の弦を受けるためのものである。

平安時代以降、使用は廃れ、公家の弓矢の行事の儀仗として形式化した。儀仗用の鞆の様子は『吉部秘調抄』の建久二年(一一九二)閏十二月十日条の弓場始に左大臣実房から借用した弓矢の具の図があり、特に三つ指の決拾と鞆の図が江戸時代に好古家らに注目され、推定復元が作成されたのが、欠失している鞆を目錄から考証していることと関係すると思われる。

奥書に「(前略)殊御笏笥御屨鞋筥鳥頭太刀等其躰諸記未所見忽得(後略)」とあり、高橋宗直が本図の元図にあたるものを作成したと

きは「御笏箱」や「御屨鞋」の図があったことわかる。

京都府立京都学・歴史館には、弘化二年(一八四五)に絵師の畑綱之が写した冊子形の「熊野新宮神宝図(原家文書)」(以下、歴史館図)がある。これは本図と同じく宇治田忠郷、高橋宗直の流れで作成された絵図を踏襲しているのは明らかで、しかも歴史館図には「御笏」や「御笏箱」が掲載されているところから、本図よりもより忠郷の祖本に近い形であると考えられる<sup>12)</sup>。

なお、熊野速玉大社には明治三十年に作成された「熊野新宮神宝図」がある。これは、同年に速玉大社の古神宝類が旧国宝に指定された年であることから、指定にまつわる事前の調査等に関わる資料であることが想像されるが、描かれた詳しい経緯などは不明である。

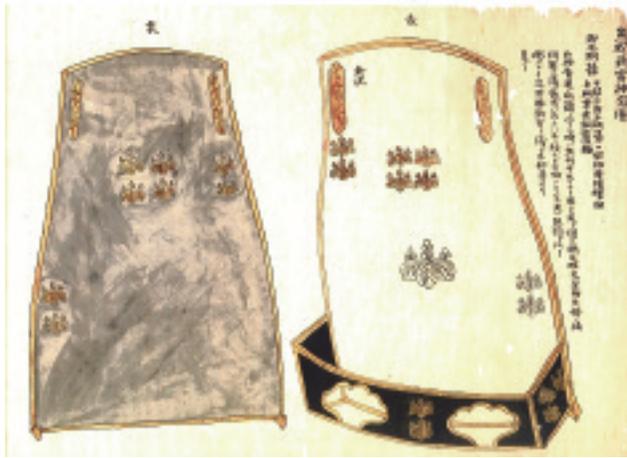
## おわりに

本稿で取り上げた「熊野新宮神宝図」は十八世紀、社殿の修復に際し作成された宝物絵図である。作成を命じたのは、紀伊藩主・徳川宗直で、本図は当初作成された原本のうち武器武具類の一部を抽出したものである。神殿に納置される神の御料である神宝は、社殿の造替時や修復時にのみ目にするのが叶うという認識があったからこそ、宗直は本図の作成を命じたものと推される。しかも、神宝は制作当時の工芸技術の粋をこらして調進され、第一級の品であるのが常であったからこそ作図を望んだ可能性も考えられよう。

歴史館図は、原本の写本と考えられるが、そこには多種多様の神宝が描かれ、当初は全貌に近い神宝が描かれていたことがわかる。本図が主に武器・武具を選んで構成しているのは、武家社会における興味の対象がそこにあつたからであろう。

本稿は本図の紹介を主たる目的とするが、今後はさらに時代の遡る神宮神宝絵図等の考察も行いたい。

- (1) 黒板勝美編『国史大系 日本紀略・百鍊抄』（吉川弘文館 一九二九年）
- (2) 京都国立博物館『京都国立博物館蔵 国宝阿須賀神社伝来古神宝』所収の「昭和三十三年 国宝指定目録」（同館 一九七二年）
- (3) 関根俊一編『古神宝』（『日本の美術』五五一号、至文堂 二〇〇八年）
- (4) ここでいう「目録」は「明德十年十一月日」の奉納時に書かれた目録と考えられる。ただし現存する、熊野速玉大社蔵「熊野山新宮神宝目録」は同年の奥書がある江戸時代の写本であるが、武器・武具類について掲げる巻頭部分を欠失しており、本図所載の宝物との照合ができない憾みがある。
- (5) 奈良国立博物館『古神宝―神々にささげた工芸の美―』（同館 二〇〇八年）
- (6) 鈴木敬三編『有職故実大辞典』「鑑」の項（吉川弘文館、一九九五年）
- (7) この唐鞍は、熊野速玉大社の神宝目録類の記述から速玉宮へ奉納されたことが分かっており、熊野速玉大神の祭礼で、十月十五日に行われる神馬渡御式のために制作されたものと考えられる。この神馬渡御式では、熊野速玉大神の御霊が神馬上の唐鞍に遷され、熊野速玉大社から摂社の阿須賀神社を経て、熊野川の河原にある御旅所までの道を巡行する。神宝であるが、神の乗り物として使用され、修理されたことは従来の神宝
- (8) 観を覆す可能性がある。
- (9) 注6同書「杏葉」の項
- (10) 注2同書
- (11) 注6同書の「鞍」の項
- (12) 歴史館図には今回紹介した武器武具の他に熊野速玉大社に現存する、装束等も収録されている。



①御平胡籙



②御籙



③杏葉





